魚 及

浣 魚

	8
鹿	3
n取	1
明系	987
公	200
教	200
鳥取縣公報每週	GRASS
31Z 291	2002
曜	0
H X3.	200
金 曜日發行(時ハ翌日)	
-	6
時休	1000
ハロ 221 =	3
日常	200
ール	
_	2600
	9
號昭	

8

ぜんざい

五句ッ

二〇匁以上 四〇匁以上

五、〇〇 五、〇〇

料理、飲料等の飲食料金の統制額が大蔵大臣において次の ◇鳥取縣告示第三百二十三號 告 示

一华八月

H

木 濯 日

一、飲料の統制額 牛肉 其他肉類 (單位一皿又は一杯) 五〇匁以上 七匁以上 呵 Ħ 8 00

目 規

コーヒー 八勺以上 コーヒー使用甘味入 《入二、五〇 最高販賣價格

八勺ヶ 紅茶使用甘味入 二、五〇

オードー牛乳使用 挽茶災用 00

物價統制令第四條の規定によつて鳥取縣における料理、

鳥取縣知事

=

飮

八勺ク

二句ッ

やうに指定された。

昭和二十一年八月一日

料等の統制額を次のやうに定める。

昭和二十一年八月一日

大藏大臣

石

湛

山

挽茶使用甘味入 00 五〇

八勺ヶ

乳酸使用甘味入 五〇

甘味香料入

飴みつ豆使用甘味入カンテン、豆、果實 00

統制額(單位一皿、 一杯又は一串)

料理、

みつ豆

五勺〃

カルピス

七勺〃 六勺〃

和二十一年八月

(第三種郵便物認可)

外

昭和二十二年八月一日

(第三種原便物配可)

昭和廿一年八月一日印刷 略和廿一年八月一日發行 六、本表料金は地方鐵道局長の指定する者が鐵道驛構內 五、本表料金は外食店食堂で外食券と引換にする場合は 四、右料金には税金は含まない 三、料理、飲料等の飲食料金は一人一国につき三十圓を 適用しない で販賣する場合は適用しない 超ゆることが出來ない ポフンル シロツブ る ナーチツ ح 五勺〃 八勺ヶ 六勺〃 五勺ヶ 鳥 甘味入 果實使用甘味入 甘味入 甘味入 取 縣 公 報 11, 00 111, 00 第三種郵便物館可附和四年四月十五日 III' 00 111, 00 印,费 所^{取者取}縣 鳥取鳥取 市取東 縣町 取 所 縣